

東京の水道事業を俯瞰する

三浦 一浩（地域生活研究所）

『都内基礎自治体データブック』では水道事業に関連したデータとして「水源井戸数」と「水使用量」の数値を掲載している。しかし、実際に 66 ページをご覧いただければわかる通りこのデータには空欄となっている部分がある。空欄となっているのは、武蔵野市、昭島市、羽村市であるが¹、もちろん、これら 3 市に水道が存在しないわけではない。『都内基礎自治体データブック』掲載しているデータは、東京都水道局の事業年報をもとにしているが、これらの自治体の水道事業は東京都水道局の水道事業に統合されていないため、その事業年報にはデータが掲載されていないのである。

もともと多摩地域の水道事業は、それぞれの自治体が個別に経営していた。しかし、昭和 30 年代以降の急速な都市化の進展に伴い、区部との間に水道料金や、普及率、施設の整備状況などの格差が目立つようになり、その格差是正を目的として都営水道との統合が進められていった。今日までに、多摩地域のうち上述の 3 市と桧原村を除く 26 市町の水道事業が都営水道に統合されている。その結果、都内の給水人口、約 1,369 万人のうち、約 98%を占める 1,332 万人の給水は都営水道によるものとなっており、都営水道は都内の水道をほぼ一手に担っているといっても過言ではない状況にある。

以下では、都営水道以外の都内の水道事業について概観していく。

¹ 多摩市の水使用量のデータも空欄になっているが、これは、「多摩ニュータウン」としての数字に包含されており、多摩市単独の数字が出せないためである。

表 1.水道種別事業数

区分	上水道		簡易水道		専用 水道	合計
	都営	市町村営	都営	市町村営		
区	1	-	-	-	229	230
市	-	3	-	-	201	204
町	-	2	-	2	3	7
村	-	-	-	8	1	9
合計	1	5	-	10	434	450

出所：東京都福祉保健局『東京都の水道 平成 29 年度』（以下同じ）。

表 2.上水道事業の一覧

事業者名	給水人口 (人)	料金収入 (千円)	職員数 (人)	年間給水量 (千m ³)
東京都	13,322,725	287,211,488	3,746	1,526,693
武蔵野市	144,426	3,170,486	27	17,283
昭島市	112,577	1,684,812	23	12,684
羽村市	55,984	941,121	12	6,573
大島町	5,350	262,140	6	884
八丈町	6,030	256,944	7	1,233

表 1 は都内の水道事業を種類別に示したものである（都営水道は便宜上、区部に計上している）。専用水道を除けば、都内には 6 の上

水道事業と 10 の簡易水道事業の合計 16 の水道事業が存在する。表 2 はそのうち上水道についていくつかの数値を比較したものである。都内には上述の 3 市の外に島しょ部である大島町と八丈町にも水道事業が存在しているが、いずれも都営水道と比べればかなり小規模な水道事業であることがわかる。

表 3 は表 2 の数値のうち、料金収入以外のものについて、簡易水道事業のデータを見たものである。簡易水道は給水人口 5,000 人以下のものを指すため、その定義上からも明らかであるが、その水道事業がさらに小さな規模であることがわかる。

表 3.簡易水道事業の一覧

事業者名	給水人口 (人)	職員数(人)	年間給水量 (m ³)
桧原村	2,169	2	334,381
大島町 (南部)	2,467	5	390,504
利島村	296	2	39,709
新島村	2,683	4	384,010
神津島村	1,856	2	375,497
三宅村	2,497	2	351,917
御蔵島村	298	1	57,115
八丈町 (坂上)	1,426	7	285,552
青ヶ島村	145	1	32,352
小笠原村	2,546	4	299,616

※大島町と八丈町の職員数は上水道事業を含む。

最後に「専用水道」について触れておきたい。専用水道とは住宅団地や学校などで自家用に使用される水道のことである²。表 1 で見たように専用水道の数是非常に多いが、例えば 23 区内の 229 の専用水道のうち 127 を都営住宅が占めるなど、多くは団地や学校、病院、事業所などの水道である。

しかし、東京都内の専用水道の中には、地域で運営する小規模な水道組合がいくつか含まれている。注目すべきことに 23 区のうち練馬区にもこうした小規模な水道組合が存在する。東京都福祉保健局『東京都の水道 平成 29 年度』にはいずれも、井戸水を自己水源として持つ、仲町台住宅給水管理組合、田柄町水道利用組合、大泉名水会、一六八会という 4 つの組合が記載されている。このうちのひとつ、大泉名水会は、練馬区東大泉 3 丁目の 518 世帯 (2013 年 9 月現在)の会員によって管理運営されている、地域の水道事業団体で、2 本の深井戸を水源として、汲み上げた水を地域に供給している³。東京都内にもこうした小さな水道が現在も存在しているのである。

² 法律上、専用水道とは、寄宿舍、社宅、療養所等などで自家用に使用している水道、または水道事業以外の水道のうち居住者が 100 人を超えるもの、あるいは人の生活の用に供する 1 日最大給水量が 20 立方メートルを超えるものを指す

³ 大泉名水会ホームページ <http://oizumi-meisui.org> (2019 年 3 月 16 日アクセス)。